㊙

障害者生活状況調査

＜調査票Ｆ（入院：専門職）＞

平成２８年度京都市障害者生活状況調査のご協力のお願い

時下，皆様方におかれましては，ご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

今回の調査は，精神障害のある人の支援に携わられている皆様方が，日頃，京都市の保健福祉施策等に対してどのようなご意見等をお持ちかお聞きしまして，「障害のあるひともないひとも，すべてのひとが違いを認め合い，支え合うまちづくり」をさらに進めていくため，平成２５年に策定した「支えあうまち・京都ほほえみプラン」の見直しなどを検討するうえでの重要な資料にさせていただくものです。

皆様方には，調査の趣旨をご理解いただき，ぜひともご回答いただきますよう，お願い申し上げます。

平成２８年１１月

京都市長　門川　大作

■　ご記入にあたって

※　この調査は，平成２８年１１月１日現在の状況でお聞かせください。

⑴　この調査は，入院患者調査の対象となった方の日常生活について，最もよくご存じの医療従事者の方がご記入ください。

　また，記入前に，この専門職調査を実施することについて，入院患者調査の対象となった方の承諾を得ておいてください。

⑵　該当する項目の番号を□に記入してください。質問により，１つのみ回答していただくものと，複数回答していただく場合とがあります。質問にしたがってお答えください。

⑶　「その他」にお答えの方は（　　）内にその具体的内容をお書きください。

⑷　書き終わったら，「返信用封筒」に入れ，封をしてください。

この調査に関する問合せ先

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

（住所）京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

（電話）０７５－２２２－４１６１

（FAX）０７５－２５１－２９４０

（E-mail）syogai@city.kyoto.lg.jp

問１　ご本人は，近い将来（1年以内）に退院可能になりますか。あてはまるものについてお答えください。　・・・

問３　退院後，ご本人が地域で生活をしていくうえで，必要とする支援はどれですか。主なものを３つまでお答えください。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □ □ □

１．話し相手や相談ができる仲間
２．親身になって相談にのってくれる職員（精神保健福祉相談員・保健師・精神保健福祉士など）
３．具合が悪くなったら，いつでも診察してくれる病院・診療所
４．具合が悪くなったとき，入院せず休息させてくれる施設（ショートステイ）
５．訪問看護ステーションや医療機関の職員が訪問してくれる訪問看護サービス

問5へ

６．ホームヘルパーが自宅に来て，掃除や調理を手伝ってくれる日常生活支援サービス

問4へ

７．グループホーム等の住まいの場
８．家族に理解，協力してもらうための話し合い
９．お金の管理やサービスの利用を支援してくれる生活支援員
10．とくに必要なものはない
11．その他（　　）

問5へ

問４　「問３」で，「６．ホームヘルパーが自宅に来て，掃除や調理を手伝ってくれる日常生活支援サービス」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は「問５」にお進みください。

問４-１　ホームヘルパーが行うサービスについて，ご本人にとって，どのようなサービス内容が適当であると思いますか。主なものを３つまでお答えください。 □ □ □

１．身体（食事，トイレ，入浴，着替え）の介助
２．食事の準備・あとかたづけ・調理
３．部屋の掃除・整理整頓
４．衣類の洗濯
５．買い物や通院などの外出の同行もしくは介助
６．服薬や健康管理への支援
７．近所とのつきあい方の助言・支援
８．話し相手
９．自由時間（余暇）の過ごし方への助言

問4-2　ご本人は，ホームヘルパーを1週間のうち何日利用するのが適当であると思いますか。

・・・

問７　今後，ご本人が退院支援を望めば，相談支援事業所等の地域の関係機関や外部機関と連携して，社会復帰や退院支援を進めていくことは可能ですか。

・・・

問１０　「問９」で，「２．退院後，ご本人のケアを十分にしてもらえるか心配」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は「問１１」にお進みください。

問１０-１　ご本人のケアとして必要と感じることや，必要な支援，訓練（SST等）などがあれば具体的にご記入ください。

問１１　平成２８年４月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。

１．内容まで知っている
２．法律の名前は知っている，聞いたことがある
３．知らない

問１２　精神障害のある人が退院し，地域で生活をしていくうえで必要であると，日頃からお考えになっていることがありましたら，ご自由にお書きください。

※　これで終わりです。ご協力いただきありがとうございました。